

Ｅ－ラーニングによる初任運転者特別講習事業実施要領

東ト協業交発第 58 号

令和 7 年 5 月 1 日

1. 目的

本要領は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項第 2 号で定める特別な指導（以下「初任運転者特別講習」という。）を、東ト協がＥ－ラーニング事業者（以下「事業者」という）に業務委託し、東ト協会員事業者（以下「会員」という）が雇用する初任運転者が受講することにより、安全運転にかかる知識、安全意識の向上等初期の目的を達成するとともに会員の交通事故防止に寄与することを目的とする。

2. 実施期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 定義

初任運転者とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。）をいう。

4. 受講対象者

東京都内の会員事業所に所属する、上記 3 項に該当する運転者とする。

5. 開催日程等

- （１）開催及び受講申し込みの日程は、事業者が策定するものとする。
- （２）開催日程は、東ト協本部がホームページで周知するものとする。なお、日程等に変更が生じた場合には、同様の方法により周知するものとする。

6. 受講申し込み手続き

- （１）会員は、事業者の定める所定の申込期日までに手続きするものとする。
- （２）業務委託費用は東ト協本部が全額を負担する。なお、会員が申込後キャンセルする場合、会員は速やか事業者に連絡するものとする。

7. 講習資料

講習資料は、国土交通大臣が告示で定めた内容に準拠したものを事業者が作成し、使用するものとする。なお、当該告示内容に改正があったときは、事業者が講習資料

を改定するものとする。

8. 講師

講師は交通安全・事故防止に関する事項に専門的知識・技能を有する者とする。

9. 講習内容及び時間割等

(1) 講習内容

- ①トラックを運転する場合の心構え
- ②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③トラックの構造上の特性
- ④貨物の正しい積載方法
- ⑤過積載の危険性
- ⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦適切な運行の経路及び該当経路における道路及び交通の状況
- ⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨運転者の適性に応じた安全運転
- ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

(2) 講習時間は座学 15 時間以上とする。なお、実車を用いた日常点検、車高・視野・死角・内輪差および制動距離、トラックの構造上の特性、貨物の積載方法や固縛方法及び 20 時間以上の添乗指導については、会員において実施するものとする。

(3) 会員は、初任運転者及び運転者として常時選任するために雇い入れた者が、本講習のほか、国土交通大臣の認定する適性診断（初任診断）を受診していない場合は、初めてトラックに乗務する前、あるいはやむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 1 ヶ月以内に受診させるものとする。

10. 教育実施記録簿の作成及び保管

(1) 所定の講習内容を修了した場合は、会員管理者が「初任運転者教育実施記録簿」に検印するものとする。

(2) 会員管理者は、当該運転者の運転者台帳に初任運転者特別講習を受講した年月日を記載した上で、3 年間保存するものとする。